

平成 26 年東京都公衆浴場対策協議会報告

平成 26 年公衆浴場入浴料金統制額について

本協議会では、平成 26 年 2 月 6 日付で知事から検討を依頼された、平成 26 年公衆浴場入浴料金の統制額について、社会経済の状況と今後の動向を見極めながら、公衆浴場利用者の家計に及ぼす影響と公衆浴場経営の状況に配慮し、以下のとおり慎重な審議を行った。

1 検討内容

今回の協議会では、次に述べる状況を踏まえ、総合的な見地から検討した。

現行の入浴料金は、平成 20 年 6 月の改定後、5 年間据え置きとなっている。また、消費税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以後、消費税及び地方消費税（以下、消費税という。）の率が 5% から 8% に引き上げられたほか、円安等の影響も相俟って、燃料費や光熱費が大幅に値上がりするなど、公衆浴場経営は厳しさを増している。一方で、消費税率引き上げの影響は家計にも及んできており、生活関連消費財の値上げなどにより、都民の家計は負担が増している状況である。

なお、公衆浴場利用者の大半を占める高齢者に配慮し、多くの区市において、高齢者への無料入浴券の配布事業や低料金での入浴事業等が実施されている。

2 統制額の試算

統制額は、公衆浴場経営者に対する会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえで、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、別紙の公衆浴場入浴料金原価計算表のとおり、推定所要引き上げ率は、7. 795% と算定され、大人料金で現行の 450 円を 35 円引き上げることが必要であると試算された。

3 統制額に関する本協議会の結論

本協議会としては、公衆浴場入浴料金に係る消費税は物価統制令による入浴料金統制額に含まれており、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担するものであることから、消費税率引き上げに伴う税負担相当額を入浴料金に転嫁することとした。一方で、消費税率引き上げに伴う税負担以外の費用の増分については、公衆浴場利用者への負担増に配慮し、公衆浴場経営者により一層の経営努力に期待して、入浴料金に反映しないこととした。

よって、本協議会としては、大人料金を 10 円の値上げとし、中人料金と小人料金は据え置くことが適当であるという結論に至った。

今回の改定による値上げ率は、2. 222% である。

4 統制額改定に伴う協議会意見

平成25年、東京都が実施した「公衆浴場対策事業調査結果」において、公衆浴場に対する都民の意識や利用実態等が明らかになった。調査結果では、日本の文化、地域交流の場として銭湯を評価し、存続を願う声が多い一方で、公衆浴場の施設・設備、サービスに満足している利用者は全体の6割にとどまる状況であった。とりわけ、入浴料金割引制度の充実や無料で使えるボディソープやシャンプー等の設置、積極的な広報や周知等を求める意見が多く見られた。これらについては、本協議会においても、これまで公衆浴場業界に対し再三にわたり強く要望してきたところであるが、ほとんど改善されていない状況である。

また、公衆浴場は、子供から高齢者まで幅広い人々に日々利用され、公共的施設としての性格も有することから、地域における役割や有用性を強く認識し、これまで以上に、社会貢献活動の充実、健康増進法に基づく受動喫煙防止措置、省エネ・環境対策の推進といった視点を十分に踏まえた対策を講じていく必要がある。

ほとんどの人が自宅で入浴できる環境にある中、銭湯の利用促進や新規顧客を開拓するための積極的な取組が不可欠である。しかし、こうした取組が見られるのは一部の浴場事業者に限られており、業界全体としては、さらなる努力が求められるところである。2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催や、超高齢社会の進展など、社会情勢の変化を的確に捉え、公衆浴場業界は、公衆浴場業の将来的発展に向けて、次のことについて、早急に具体的な措置及び取組を行うよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 料金の値上げによる利用者の減少が懸念されることから、継続利用者に定着している共通入浴券（回数券）の価格の据え置き等について措置すること。
- (2) 公衆浴場の利用者サービスの向上を図るため、施設内の禁煙化を早急に達成するとともに、無料で使えるボディソープやシャンプー等の浴室への常備、心のこもった接客など、浴場利用者が心地良さを感じられるサービスの提供・充実を図ること。なお、施設内の禁煙化及びボディソープやシャンプー等の常備については、状況改善に向けた実施計画を作成し、浴場組合の責任により、適切に進捗管理を行うこと。
- (3) 公衆浴場の利用者を増やしていくため、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した若者や子育て世帯に向けた広報宣伝の強化や、ホームページの多言語化などによる外国人観光客への積極的な情報発信、体験入浴の環境整備等に取り組むこと。
- (4) 公衆浴場が地域に根ざした拠点施設として、その社会的役割を果たしていくため、高齢者の消費者被害を防止する啓発事業や、ミニデイサービスなどの介護予防や健康体操等の住民の健康増進事業に、引き続き、積極的に取り組むこと。
- (5) 公衆浴場施設の耐震化を図り、利用者の安心・安全を確保していくとともに、使用燃料の都市ガス等への転換、コージェネレーション設備や太陽光発電システムの導入など、エネルギー利用の高効率化・最適化を進め、二酸化炭素排出削減の着実な推進に取り組むこと。

公衆浴場入浴料金原価計算表

| 科目 | 25年実績(円) | 26年推定(円) | |
|-----------|------------|------------|--|
| 1 入浴料金収入 | 17,873,406 | 17,873,406 | |
| 2 営業外収入 | 893,317 | 893,317 | |
| 3 補助金 | 1,535,994 | 1,535,994 | |
| 4 特別利益 | 10,684 | 10,684 | |
| 収益合計 | 20,313,401 | 20,313,401 | |
| 営業費用 | 5 人件費 | 7,254,395 | 7,399,482 雇用者報酬2.0%推定増 |
| | 6 用水費 | 1,178,245 | 1,211,908 消費税3%増 |
| | 7 光熱費 | 1,544,494 | 1,641,684 電気料金9.44%推定増 |
| | 8 燃料費 | 2,777,260 | 3,010,239 ガス価格9.19%推定増、重油・廃油価格消費税3%増 |
| | 9 減価償却費 | 1,746,186 | 1,746,186 |
| | 10 地代・家賃 | 1,553,412 | 1,596,593 固定資産税(土地0.9%減、家屋0.7%増)、家賃消費税3%増 |
| | 11 修繕費 | 705,964 | 734,847 消費者物価指数1.2%増、消費税3%増 |
| | 12 公租公課 | 755,684 | 962,136 固定資産税(土地0.9%減、家屋0.7%増)、消費税3%増・課税事業者割合79.4% |
| | 13 保険料 | 72,259 | 72,259 |
| | 14 備品・消耗品費 | 508,494 | 529,297 消費者物価指数1.2%増、消費税3%増 |
| | 15 会費・交際費 | 345,592 | 345,592 |
| | 16 その他諸経費 | 1,312,923 | 1,351,111 厚生年金保険料率0.177%増、消費者物価指数1.2%増、消費税3%増 |
| 合計 | 19,754,908 | 20,601,334 | |
| 17 営業外費用 | 280,466 | 280,466 | |
| 18 特別損失 | 2,848 | 2,848 | |
| 19 建物再調達費 | 109,158 | 109,158 | |
| 費用合計 | 20,147,380 | 20,993,806 | |
| 20 収支差 | 166,021 | ▲680,405 | |
| 21 事業報酬 | 712,861 | 712,861 | |
| 過不足額 | ▲546,840 | ▲1,393,266 | |
| ※ 所要値上率 | 3.059% | 7.795% | |

公衆浴場入浴料金体系構成方法

| | |
|---------------------|-------------|
| 1 推定所要値上率 (26年推定) | 7.795% |
| 2 現行料金体系の構成 | |
| 大人 2.95人 × 450円 | = 1,327.50円 |
| 中人 0.04人 × 180円 | = 7.20円 |
| 小人 0.03人 × 80円 | = 2.40円 |
| 計 3.02人 | 1,337.10円 |
| 3 改定料金体系の構成 | |
| 1,337.10円 × 1.07795 | = 1,441.33円 |
| 大人 2.95人 × 485.33円 | = 1,431.73円 |
| 中人 0.04人 × 180.00円 | = 7.20円 |
| 小人 0.03人 × 80.00円 | = 2.40円 |
| 計 3.02人 | 1,441.33円 |
| 4 料金表 | |
| 大人 460円 (+10円) | 値上率 2.222% |
| 中人 180円 (± 0円) | |
| 小人 80円 (± 0円) | |

※ 所要値上率算定式

$$\frac{(\text{費用合計} + \text{事業報酬}) - (\text{収益合計})}{\text{入浴料金収入}}$$